

未熟児養育医療給付申請のご案内



姫路市ホームページはこちら

●未熟児養育医療とは・・・

未熟児で生まれ、指定養育医療機関（※）において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、姫路市で承認された場合に、医療費（保険診療分）および入院時食事療養費を公費負担する制度です。（通院治療は認められません）

【養育医療給付の対象】

- ① 出生時の体重が2,000g以下の児
- ② 生活力が特に薄弱であって、下記の対象となる症状にあげるいずれかの症状を示す児
〔運動不安・けいれん、体温34度以下、強度のチアノーゼ・呼吸数の異常など呼吸器・循環器の症状がある、排便がない・嘔吐が持続など消化器の症状がある、強い黄疸 など〕

※指定養育医療機関（姫路市内）： 姫路医療センター・姫路赤十字病院・姫路聖マリア病院

●申請手続きについて

次の書類(①～⑦)を揃えて、生まれた日(当日含む)から**15日以内**に手続きをしてください。

①～③につきましては、保健センター・保健センター分室でお渡します。

(姫路市ホームページからもダウンロードできます)

- | | |
|-------------|---|
| ① 養育医療給付申請書 | 保護者の方が記入してください。
※給付を受けようとするお子さんのマイナンバー(個人番号)が分からない場合は、空欄にしてください。 |
| ② 養育医療意見書 | 担当医師に記入してもらってください。 |
| ③ 世帯調書 | 保護者の方が記入してください。
続柄は、給付を受けようとするお子さんを本人とし、本人と家計を同じくしている人(単身赴任など別世帯にいる扶養義務者も含む)全員分を記入してください(太枠内のみ)。 |
| ④ 市民税額関係書類 | 世帯調書に記入している人のうち、18歳以上の方及び18歳未満で就業している方全員分の提出が必要です。 |

※以下のいずれにも該当する方は、市民税額関係書類の提出を省略することができます。

- 1.申請書裏面の同意書に署名がある方
- 2.マイナンバーによる情報連携によって市民税額が確認できる方

※未申告や転入等により、税務情報が確認できない場合は、市民税・県民税所得(課税)証明書の提出をお願いすることがあります。

- | | |
|--------------------|---|
| ⑤ 健康保険証 | 保護者(お子さんを扶養される方)の保険証をお持ちください。
※生活保護を受給している方は、福祉事務所が発行する「生活保護受給証明書」を提出してください。 |
| ⑥ 個人番号(マイナンバー)確認書類 | 世帯調書に記入している人全員分をお持ちください(本人分は不要)。 |
| ⑦ 身元確認書類 | 窓口に行きに来られる方のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、顔写真付きのものをお持ちください。 |

申請書類の審査に1～2週間かかります。その後、審査の結果については自宅へお送りします。